

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、保育を中心とした児童福祉事業に対する市町村の取組などの実態を把握し、多様化した需要に的確に対応した児童福祉行政施策を推進するための基礎資料を得ることを目的とする。

調査は、市町村事業調査、認可外保育施設利用世帯調査及び認可外保育施設調査から構成され、それぞれ3年周期で調査を実施している。また、平成27年からは、子ども・子育て支援新制度の創設に伴い、認定こども園（幼稚園型、地方裁量型）・地域型保育事業（家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）に対する調査を毎年実施している。平成29年は、市町村事業調査、認定こども園（幼稚園型、地方裁量型）・地域型保育事業（家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）調査を実施した。

2 調査客体

(1) 市町村事業調査

全国の市町村を対象及び客体とした。

(2) 幼稚園型認定こども園調査

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づいて設置又は認定された全国の幼稚園型認定こども園を対象とし、その全数を客体とした。

(3) 地方裁量型認定こども園調査票

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づいて設置又は認定された全国の地方裁量型認定こども園を対象とし、その全数を客体とした。

(4) 家庭的保育事業調査票

児童福祉法に基づいて設置又は認可された全国の家庭的保育事業を対象とし、その全数を客体とした。

(5) 居宅訪問型保育事業調査票

児童福祉法に基づいて設置又は認可された全国の居宅訪問型保育事業を対象とし、その全数を客体とした。

(6) 事業所内保育事業調査票

児童福祉法に基づいて設置又は認可された全国の事業所内保育事業を対象とし、その全数を客体とした。

3 調査の期日

平成 29 年 10 月 1 日

4 調査の事項

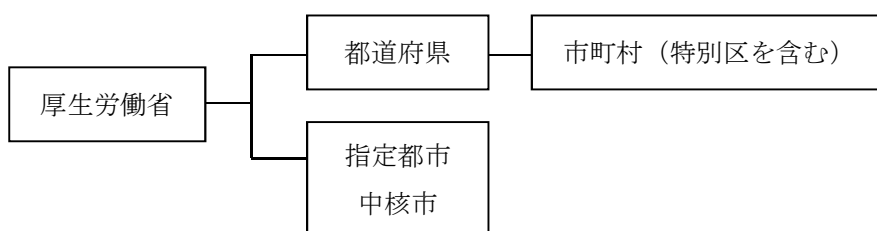
(1) 市町村事業調査：

保育所定員の弾力化の状況、短時間勤務の保育士の導入状況、保育料の収納事務の私人への委託状況 等

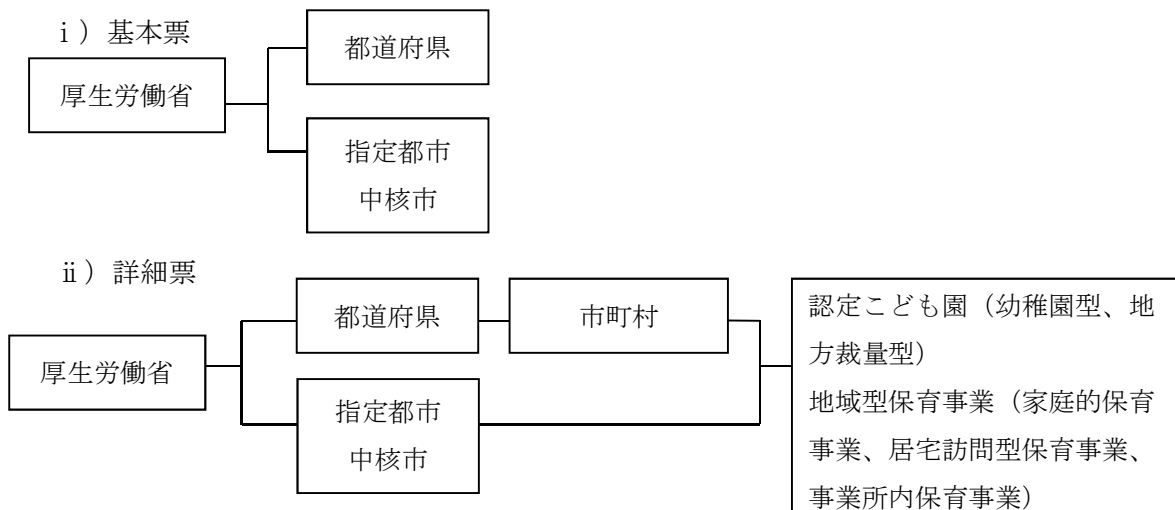
(2) 認定こども園（幼稚園型、地方裁量型）・地域型保育事業（家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）調査：施設・事業所数、利用児童数 等

5 調査系統及び方法

(1) 市町村事業調査



(2) 認定こども園（幼稚園型、地方裁量型）・地域型保育事業（家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）調査



平成 28 年調査までは、施設に対し都道府県（一市町村）・指定都市・中核市による調査票の配布・回収により調査を実施した。

平成 29 年調査からは、行政情報から把握可能な項目を基本票として、都道府県・指定都市・中核市に対しオンラインによる調査票の配布・回収により調査を実施し、それ以外の項目を詳細票として、施設に対し都道府県（一市町村）・指定都市・中核市による調査票の配布・回収により調査を実施している。

6 結果の集計

集計は、厚生労働省子ども家庭局で行った。調査客体数等は以下の通り。

〈市町村事業調査〉

	調査対象市町村数	調査票回収市町村数				
			保育所がある市町村数	保育所総数		
				公営	私営	
市町村事業調査	1,741	1,707	1,609	23,017	8,169	14,848

〈認定こども園（幼稚園型、地方裁量型）・地域型保育事業（家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）調査〉

	調査対象数	回収数	回収率	有効回答数
幼稚園型 認定こども園調査	808	764	94.6%	763
地方裁量型 認定こども園調査	65	60	92.3%	60
家庭的保育事業 調査	901	746	82.8%	746
居宅訪問型 保育事業調査	11	8	72.7%	8
事業所内 保育事業調査	474	446	94.1%	446

7 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

「－」：計数がない場合

(2) 計数の四捨五入により、内訳の合計が「総数」に合わない場合もある。